## 令和5年津波·原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業交付要綱、実施要領及び 『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

1.基金の概要 (令和5年3月末現在)

基金(事業)の名称	津波·原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業基金
法人名	一般社団法人地域デザインオフィス
基金額(国庫補助金等相当額)	209, 000, 000, 000円
基金事業の目的	東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、
	企業立地補助制度による雇用の創出や商業回復を通じて地域経済の活性化を図り、産業復興
	を加速する。
	東日本大震災で大きな被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の津波
	浸水地域並びに原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等であって避難指示が
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を	解除された地域を始めとする福島県の産業復興を加速するため、これらの地域において工場等
(兄直し対象とはる融資等未務(欠1)を 行っている場合は、その概要)	を新増設する企業に対し、その経費の一部を補助するとともに、岩手県、宮城県及び福島県の
	津波浸水地域並びに原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等における商業施設
	等の整備に要する費用の一部を補助する制度。
基金事業を終了する時期	令和14年3月31日
次回の見直し時期	
	東日本大震災で大きな被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の津波
基金事業の目標	浸水地域並びに原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等であって避難指示が
	解除された地域を始めとする福島県における企業の立地を円滑に進め、雇用を創出すると
坐並 尹木 ツロ 1赤	ともに、岩手県、宮城県及び福島県の津波浸水地域並びに原子力災害により甚大な被害を
	受けた避難指示区域等における住民生活を支える商業機能の回復を促進し、住民の帰還や
	産業立地の促進等を図ることを目標とする。

## 2.見直し結果

2.元正の相条						
	項 目	講ずる措置				
実施した見直しの概要		今後とも「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等に適合するよう見直しを実施				
(平成18年8月15日閣議決定、平成20年12						
月24日行政改革推進本部決定における措						
置内容等(※2))						
目標達成の評価		-				
基金の保有割合		0.99				
	基金保有割合の算出	(算出に用いた方式) 令和4年度末基金残高 63,568百万円(①) 令和5年4月以降の事業費・事務費の執行見込額 63,711百万円(②) 保有割合=①/②=0.99				
使用見込みの低い基金等の取扱いの 検討結果		使用見込の低い基金等の該当の有無	有·無			
その他		-				

## 3.運用方法

科 目		当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)		
預貯金			3,568		
短期·長期信託		資金の安全性と資金管理の透明性が確保されるため。	50,000		
有価証券					
	国債	-	ı		
	政保債、地方債		-		
	その他社債等		10,000		

4.執行状況 (単位:百万円)

4.執行状况				(単位:日万円)		
			令和4年度	令和5年度見込み		
		国 費	0	0		
		出資等	0	0		
	国費以外	運用収入	19	20		
収入		その他	0	0		
X		前年度繰越し	運用収入 19 20 その他 0 0 0 1			
		(マイナス)返納額	0	0		
		合計(a)	72,783	63,588		
へ +事		事業費(交付額)	8,799	9,408		
(事 支 出等	管理費(※	支出先は当法人及び事務局)	416	63,568 63,568 63,588 9,408 63,768 63,768		
出等 ()		合計(b)	9,215	9,823		
	基金列	高(a-b)	63,568	53,765		
	出資残高			0		
	貸付残高		貸付残高		0	0
債務保証残高		0	0			

〈交付額等〉 (単位:百万円)

(大) 限サ/								· II / J   1/			
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 見込
交付決定件数	29	81	109	98	38	63	53	15	15	12	17
交付決定額	11,991	41,665	36,771	28,650	14,717	28,513	10,580	7,162	5,375	7,222	18,653

<sup>(※1)「</sup>見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (平成18年法律第47号)」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

<sup>(※2)「</sup>補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により 造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)